

Volume
9

中国組織再編税制アップデート

72号通達が日本企業の中国子会社再編に与える影響

第2回 香港オフショア会社の傘下への再編および日本国内における再編

KPMG 中国 上海事務所 税務部門

ディレクター 米国弁護士 **David Huang**
 シニアマネジャー 日本税理士 **長谷川 朋美**

中国国家税务总局は、2013年12月に、財税[2009]59号「企業再編業務に係る企業所得税処理に関する若干の問題に関する通達」（以下「59号通達」という）を補足する国家税务总局公告[2013]72号「非居住者企業による持分譲渡における特殊税務処理の適用に関する問題についての公告」（以下「72号通達」という）を公布しました。72号通達において言及されている3つの再編パターンについて、9月号（KPMG Insight Vol.8/Sep 2014）の第1回では、1つ目の再編パターンである中国投資性会社の傘下への再編について解説しました。

第2回となる本稿では、2つ目の再編パターンである香港オフショア会社の傘下への再編および3つ目の再編パターンである日本国内における再編について解説し、日本企業がこれらの再編を目指した目的や留意点等、「おさらい」となる内容から、この72号通達による変更点や今後予想される影響に至るまでを解説します。

なお、文中意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りしておきます。

【ポイント】

- 香港オフショア会社の傘下に中国現地法人を移動する最大のメリットは、中国・香港間の経済貿易緊密化協定（CEPA）と日本の国外配当免税制度をフル活用できることにあるが、中国投資性会社（CHC）の傘下への再編と同様に、特殊税務処理の適用を得るためには、再編取引に合理的なビジネスリーズンがあり、税負担の減少、免除あるいは繰延べを主な目的としない要件が必要となる。
- 香港オフショア会社の傘下への再編に関し、72号通達による最も注目すべき内容は、中国現地法人が持分譲渡前から保有する留保利益については、たとえ香港オフショア会社の傘下へ移動した後に配当を実施したとしても、CEPAに基づく5%優遇税率は享受できず、10%にて源泉課税を受ける点である。
- 日本国内で合併が生じた場合において、その被合併法人が中国現地法人を保有していた場合等の取扱いについて、72号通達では、その合併に伴う中国現地法人持分の移動は「譲渡」されたものとみるが、59号通達に規定される要件を満たすことができれば特殊税務処理の適用がある旨が規定された。



David Huang
 KPMG 中国 上海事務所
 税務部門
 ディレクター
 米国弁護士



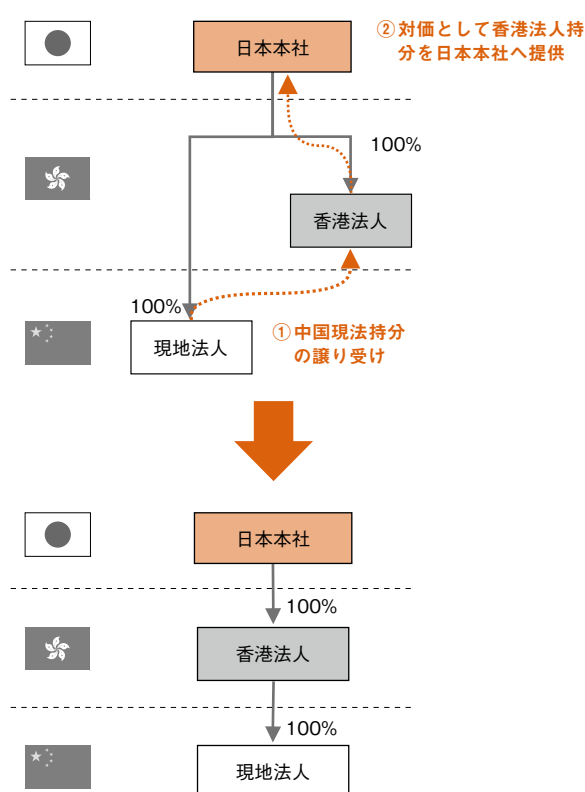
長谷川 朋美
 KPMG 中国 上海事務所
 税務部門
 シニアマネジャー
 日本税理士

I 再編パターン② 香港オフショア会社の傘下への再編

1. 再編パターンの説明

再編パターン②は、「非居住者企業が保有する居住者企業持分を100%保有する他の非居住者企業へ譲渡する再編」であり、ここでは、日本本社が中国現地法人持分を持分現物出資の手法を用いて香港オフショア会社傘下に移動する再編を用いて解説します。この持分現物出資も再編パターン①と同様に香港オフショア会社が日本本社から中国現地法人持分を譲り受け、香港オフショア会社は、その対価として、日本本社に対して自らの持分を提供する取引となります。この香港オフショア会社が譲り受ける持分の金額について、59号通達に規定される特殊税務処理の要件を充足できれば、簿価にて譲り受けることができるため、日本本社は、この中国現地法人持分の譲渡にあたって譲渡益課税を受けないこととなります（図表1参照）。なお、特殊税務処理の要件については、「3. 特殊税務処理の要件と実務上の弊害」にて詳述します。

図表1 香港オフショア会社の傘下への再編



2. 再編のメリットと事前に留意すべき事項

(1) 再編のメリットー日本の国外配当免税制度の活用

香港オフショア会社の傘下に中国現地法人を移動する最大のメリットは、中国・香港間の経済貿易緊密化協定（Closer Economic Partnership Arrangement、以下「CEPA」という）と日本の国外配当免税制度をフル活用できることにあります。つまり、中国企業所得税法上、中国から非居住者に対する配当は10%の源泉課税が行われますが、香港オフショア会社への配当について、CEPAが適用される場合は、5%の軽減税率が適用されます。また、香港には、香港域外所得免税規定があるため、この配当に対して課税は行わず、さらに、香港オフショア会社から日本本社へ配当を行う場合、香港は源泉課税を行いません。よって、この配当に係る税務コストは、日本本社での課税前までは5%のみとなります。一方、日本本社が中国現地法人を直接保有する場合は、日本本社への配当について、日本・中国租税条約にはこのような配当に対する源泉税率軽減措置は設けられていないため、中国企業所得税法の規定どおり、10%源泉税率が適用されます。よって、配当によって資金回収を行う観点からは、前者の香港経由での投資が有利となります。

日本では、以前は、配当に対して外国税額控除制度が適用されていたことから、いくら日本国外での税務コストを軽減したとしても、最終的には日本の実効税率による課税が行われ、外国納付税額の控除を受けられるに過ぎませんでした。しかし、現在では、この配当に対して国外所得免税制度が導入されたことから、国外からの一定の配当に対し、日本では軽微な課税のみに止める代わりに、外国納付税額の控除も行わないように改正されたため、国外での税務コストの軽減は、直接日本本社のベネフィットとなることとなりました。これにより、この改正以降は、中国現地法人への直接出資から、香港オフショア会社を間に挟む間接出資形式の組織再編を検討する企業が後を絶たない状況となったのです。

(2) 事前に留意すべき事項¹

① 租税条約上の受益者の認定（国税函[2009]601号）

香港オフショア会社を経由して中国現地法人を保有することが配当に対する税務コストの低減効果をもたらすことは、前述のとおりです。

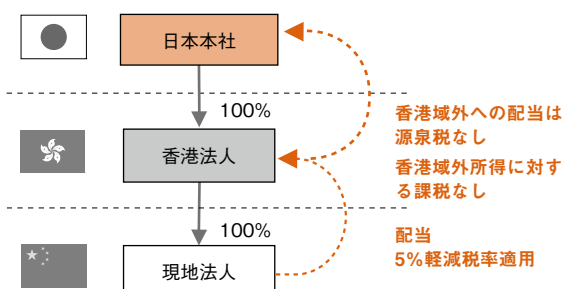
しかし、中国税務当局の観点からは、この香港オフショア会社がどのような会社であっても5%軽減税率の恩恵を与えるわけにはいきません。そこで中国税務当局は、2009年にこの国税函[2009]601号通達を公布し、香港オフショア会社が受益者として認定されない場合は、中国企業所得税法上、この香港

1. 事前に留意すべき事項に記載する「租税条約上の受益者の認定」、および「外国投資者による居住者持分の間接譲渡」に関して、本稿では概要のみを掲載するが、デイビット・ファン＝長谷川朋美「中国における税務リスクマネジメント【後編】」（AZ Insight Vol51/May 2012）にて詳解しているため、参照されたい。

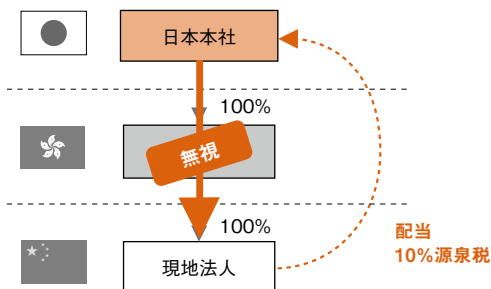
オフショア会社の存在を無視し、あたかも中国現地法人は日本本社へ配当を行ったものとみなして、10%源泉税率が適用される旨を規定したのです（図表2参照）。つまり、この香港オフショア会社を経由して中国現地法人を保有することに合理的なビジネスリーゼンが存在するか否か、その香港オフショア会社に実体が備わっているのか等、総合的に判断したうえで優遇税率の適用の可否が決定されるのです。

図表2 国税函[2009]601号の概要

【香港法人が受益者として認定される場合】



【香港法人が受益者として認定されない場合】



② 外国投資者による居住者持分の間接譲渡 (国税函 [2009]698号)

欧米企業が中国へ進出する場合、その大半が香港経由と言われています。その理由としては、大きく分けて2つ考えられます。

1つは、ビジネス上の理由です。直接保有する中国現地法人を他者に譲渡する場合、自らが各種関連当局に名義変更等の手続きを行う必要がありますが、香港オフショア会社を介して中国現地法人を保有し、この香港オフショア会社ごと他者へ譲渡する場合は、香港での名義変更等の手続きは必要であるものの、より煩雑な中国国内での手続きが不要になるという観点によるものです。

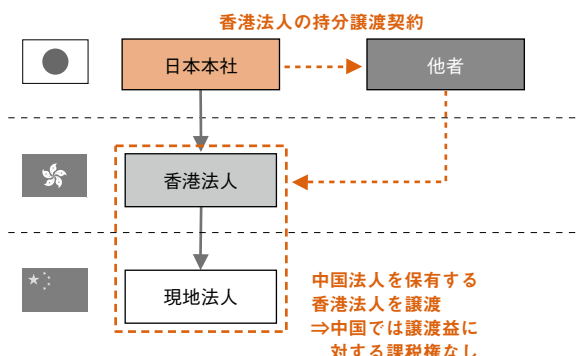
もう1つは、税務上の理由です。中国企業所得税法上、直接保有する中国現地法人を他者に譲渡する場合は、その持分譲渡益に対して10%の課税が行われますが、中国現地法人を保有するオフショア会社ごと譲渡する場合は、たとえその傘下に中国現地法人が存在するとしても、そのオフショア会社に係る

持分譲渡益に関して中国に課税権はないという観点によるものです。

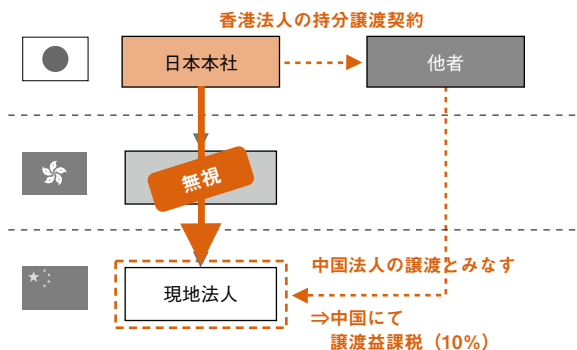
しかし、オフショア会社は、通常、ペーパーカンパニー等であることが多く、その資産の大半は、中国現地法人の価値によって構成されているにもかかわらず、企業がこのオフショア会社ごと転売し続ける限り、中国に課税権が一切生じないのでは、中国当局にとって不合理です。そこで中国税務当局は、このような外国投資者が不当に中国企業を間接的に譲渡し続けることにより、中国に課税権が生じないことを防止する目的として、この間接譲渡が一定の要件に該当するときは、中国現地法人へ出資するオフショア会社の存在を否認し、あたかも中国現地法人の持分が譲渡されたものとして取り扱う旨を、698号通達に規定したのです（図表3参照）。よって、日本本社が香港オフショア会社ごと他者へ譲渡する場合において、698号通達に規定される要件に該当するときは、日本本社はあたかも中国現地法人を直接譲渡したものとして取り扱われるため、この中国現地法人に係る持分譲渡益について、中国にて10%の課税を受けます。

図表3 国税函[2009]698号の概要

【従来の規定】



【698号通達が適用される場合】



3. 特殊税務処理の要件と実務上の弊害

(1) 特殊税務処理の要件

中国現地法人持分を香港オフショア会社へ現物出資する場合において、特殊税務処理の適用を受けるためには、まず、基本要件を充足する必要があります。基本要件は、以下のとおりです。

【基本要件】

- ① 再編取引に合理的なビジネスリーズンがあり、かつ、税負担の減少、免除あるいは繰延べを主な目的としないこと。
- ② 買収企業（すなわち、香港法人）が購入する持分が被買収企業（すなわち、中国現地法人）の全持分の75%以上であること。
- ③ 組織再編後の連続する12ヵ月内に、再編資産に係る元の実質的な経営活動が変化しないこと。
- ④ 買収企業による持分支払額がその取引総額の85%以上であること。
- ⑤ 組織再編において、持分支払を取得する元の主要な出資者（すなわち、日本本社）が、再編後の連続12ヵ月内に、取得した持分を譲渡しないこと。

また、持分買収が中国国内外を跨ぐクロスボーダー取引に該当する場合は、この基本要件に加えて、以下の追加要件もすべて充足する必要があります。

【追加要件】

- ① 非居住者企業が保有する居住者企業の持分を、100%直接支配する他の非居住者企業に譲渡すること。
- ② 将来年度においてその持分譲渡所得に係る源泉税の負担が変化しないこと。
- ③ 譲渡側の非居住者企業が、主管税務局に対し、保有する譲受側非居住者企業の持分を3年間譲渡しないことを、書面をもって承諾すること。

この再編パターンは、日本本社が保有する中国居住者企業持分を100%保有する香港オフショア会社へ譲渡するため、①の追加要件は充足できます。よって、残りの②および③を充足できれば、この追加要件は充足できることになります²。

(2) 実務上の弊害

前述のとおり、組織再編において特殊税務処理の適用を得るために最も重要なことは、基本要件の①である「再編取引に合理的なビジネスリーズンがあり、かつ、税負担の減少、免除あるいは繰延べを主な目的としないこと」という要件をクリ

アすることであり、この「合理的なビジネスリーズン」が説明できない再編取引は、特殊税務処理の取扱いを却下されることとなります。しかし、中国現地法人を香港オフショア会社の傘下に移動する最大のメリットは、配当に対する源泉税を5%に軽減できることであることから、いかなるビジネスリーズンを説明しようとも、税務当局には、この再編は「税負担の軽減」が主な目的であるものと認識され、基本要件すら充足できない状況が続いていたのです。

4. 72号通達による変更点と今後予想される影響

(1) 72号通達による変更点

再編パターン②に関し、72号通達にて規定される変更点は、大きく分けて以下の5つです。

① 再編の主導側

再編パターン②における再編の主導側は、72号通達においても、4号通達と同様に持分の譲渡側であり、持分の譲渡側が譲渡される企業所在地の主管税務当局に届出を行います。よって、持分の譲渡側である日本本社が中国現地法人を所轄する税務当局に届出を行うこととなりますが、日本本社は代理人に委託して届出を行うこともできます。なお、委託する場合は、代理人が主管税務当局に対して授權委託書を提出する必要があります。

② 認可制度から届出制度へ

再編パターン①と同様に認可取得を必要とする698号通達第9号が廃止され、再編の主導側、すなわち日本本社が中国現地法人の主管税務当局へ届出を行うことに変更されました。

③ 確認期間の具体化

72号通達では、再編パターン①と同様に、税務当局による確認作業に一定の期限が設けられました。まず、再編の主導側である日本本社から規定の資料の届出を受けた中国現地法人の主管税務当局は、規定の資料が揃っている場合は、その場で受理する必要があります。その後、30日営業日以内に届出事項を調査確認し、その処理意見を省レベルの主管税務当局に報告する必要があります。

2. 中国における譲渡益課税は、日本本社が中国現地法人を譲渡した場合は、譲渡益に対して10%であるが、香港オフショア会社が中国現地法人持分を譲渡した場合は、1. 譲渡持分がその中国現地法人持分の25%未満であること（この解釈には諸説あり、25%未満しか保有しておらず、これを譲渡した場合に限られるといわれている）、2. 不動産保有特定会社等に該当しないことの2要件を充足できればCEPAによって免税、充足できなければ譲渡益に対して10%である。よって、厳密には、香港オフショア会社が譲渡する場合は、日本本社が譲渡する場合と比較して源泉税が変化するとみられ、追加要件を満たさないと指摘される可能性はあるが、特殊税務処理の適用を受けるためには、中国現地法人の持分を少なくとも75%は移動するわけであるから、25%未満しか保有せず、それを譲渡する状況に該当することは極めて稀であるため、結果として、源泉税が変化するとはみられないものと思われる。

④ 届出書類および届出期限

再編パターン①と同様です。

⑤ 軽課税国に所在する非居住者企業に対して持分譲渡を行う場合の留意点

以下の2つは、72号通達において新たに設けられた内容であり、とりわけ(ii)は非常に重要な事項です。

(i) 中国での譲渡益課税が低減する場合

税務当局は、この持分譲渡を行うことにより、持分譲渡所得に係る源泉税の負担が譲渡前と譲渡後で変化が生じることが調査確認時において発覚した場合は、特殊税務処理を適用してはなりません。つまり、日本本社が中国現地法人の持分を譲渡した場合に中国で課される源泉税よりも、香港オフショア会社が中国現地法人の持分を譲渡した場合に中国で課される源泉税が低い場合は、特殊税務処理が適用されないのです。なお、先述のとおり、同様の内容が既にクロスボーダー取引に係る追加要件に含まれているため、この規定は新しい内容ではありません。

(ii) 配当に対する軽減税率適用への制限

譲渡側の非居住者企業と譲受側の非居住者企業が同一の国家もしくは地域に所在しない場合において、譲渡される企業が持分譲渡前に得た留保利益を譲渡後に配当するときは、譲受側の非居住者企業が所在する国家または地域と中国が締結する租税条約に基づく配当に対する源泉優遇措置を享受しないこと、つまり、中国現地法人が持分譲渡前に得た留保利益を香港オフショア会社へ譲渡後に配当する場合であっても、CEPAに基づく5%優遇税率を享受しないことを条件としています。中国現地法人の主管税務当局が特殊税務処理の適用を抵抗することの根源は、この留保利益に対する「税負担の軽減」であったことから、この条件を設けることによって、最大の問題の解消を意図しているものと思われます。

(2) 今後予想される影響

再編パターン②について、最も注目すべき内容は、中国現地法人が持分譲渡前に得た留保利益を香港オフショア会社へ譲渡後に配当する場合、CEPAに基づく5%優遇税率は享受できず、10%にて源泉課税を受ける点です。では、持分譲渡前に得た留保利益を配当せず、欠損で食い潰した場合はどうなるのでしょうか。たとえば、持分譲渡前からの留保利益が100あったが持分譲渡後に100の欠損が発生し、その後50の利益が生じたものとします。この時点の留保利益である50を配当する場合、その配当原資が持分譲渡前に得た留保利益である

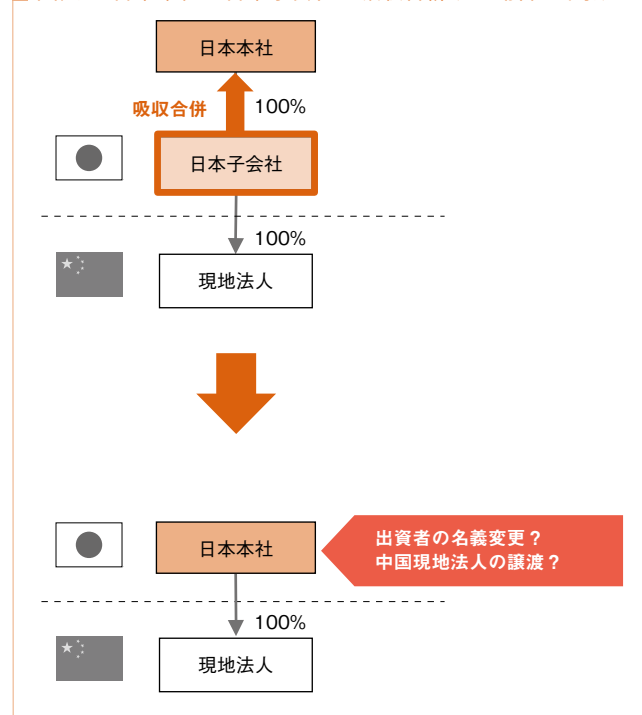
と判断される場合は、10%の源泉課税となり、持分譲渡後に生じた利益であると判断される場合は、5%の源泉課税となります。この判断基準については、明確な規定は存在しない³ため、実際に配当を行う際に当局との論争が予想されます。

Ⅱ 再編パターン③ 日本国内における再編

1. これまでの取扱い

図表4のように、日本本社が保有する日本国内の子会社を吸収合併するような場合において、その日本子会社が中国に現地法人を保有しているときは、中国では、現地法人の出資者の名義を日本子会社から日本本社へ変更する手続きが必要となります。この場合、中国において単なる名義変更にあたるのか、それとも中国現地法人の「譲渡」として取り扱われるのか、不透明な状態が続いていました。

図表4 日本本社が日本子会社を吸収合併する場合の取扱い



2. 72号通達による変更点

上記1で述べたように、日本国内で合併が生じた場合において、その被合併法人が中国現地法人を保有していた場合の取扱いについて、72号通達では、外国企業の分割、合併により、

3. 同様の議論が2007年以前に稼得した留保利益による配当にも存在するので留意のこと。たとえば、2007年以前に稼得した留保利益が100あるが2008年以後に100の欠損が生じ、その後50の利益が発生したものとします。この時点の留保利益である50を配当する場合、その配当原資が2007年以前に稼得した留保利益と判断される場合は免税、2008年以後に生じた利益であると判断される場合は10%源泉課税となる。

中国居住者企業の持分が譲渡された場合でも、59号通達の第7条第1項に該当すれば、特殊税務処理の適用があることを示しました。この59号通達の第7条第1項とは、再編パターン②において特殊税務処理の適用を受けるための追加要件として紹介した「非居住者企業が保有する居住者企業の持分を、100%直接支配する他の非居住者企業に譲渡すること（他の2要件は省略）」です。よって、日本国内において合併等が生じた場合においても、その取引が59号通達に規定する基本要件を充足し、かつ、上記の追加要件を充足する場合は、中国において特殊税務処理が適用されることとなったのです。

また、このような取引が、中国において単なる名義変更にあたるのか、それとも中国現地法人の「譲渡」として取り扱われるのかについては、この72号通達では、「外国企業の分割、合併により、中国居住者企業の持分が譲渡された場合」として、中国居住者企業持分が「譲渡」されたことを前提に規定されていることから、名義変更を前提としていないものと考えられます。なお、この点に関する重要性は、「4. 今後予想される影響」にて詳述します。

この72号通達による変更点を踏まえて、上記1の日本国内における合併により、中国現地法人持分の譲渡が生じた場合において、中国組織再編税制上、特殊税務処理が適用されるか否かを検証します。

日本本社が中国現地法人を保有する日本子会社を吸収合併する場合、中国現地法人は、日本子会社から日本本社へ譲渡されることとなります。この取引を上述の追加要件にあてはめた場合、「日本子会社（非居住者企業）が保有する現地法人（居住者企業）持分を100%直接支配しない日本本社（他の非居住者企業）への譲渡」であるため、追加要件を満たすことができず、特殊税務処理は適用されないこととなります。よって、日本子会社は、中国現地法人を譲渡したものとして取り扱われ、譲渡益が生じる場合は、中国にて10%の源泉税が課せられる可能性が高いものと思われます。

3. その他のケースの検証－日本本社内の一事業部の分割、分割承継会社と日本子会社との合併

日本国内で生じる分割、合併について、中国現地法人が譲渡されたものとして取り扱われるのか否か、また、譲渡されたものとして取り扱われる場合は、特殊税務処理の適用の可能性はあるのか否かにつき、次のケースについて検証します。これは、実務上、日本国内での再編として検討されそうなケースであるため、ぜひご参照ください。

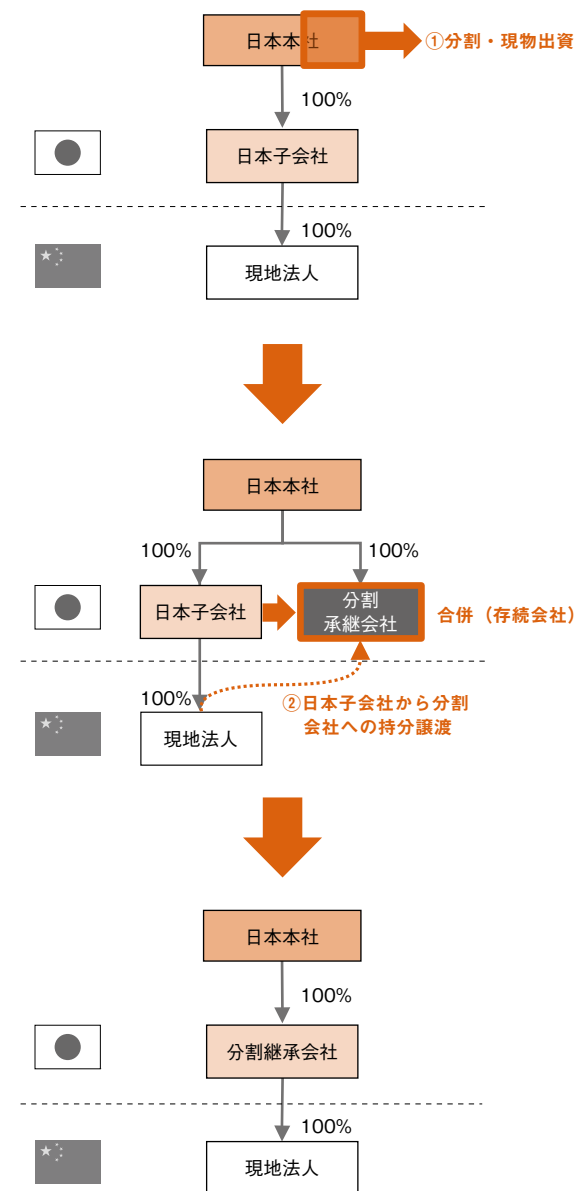
図表5は、日本本社を分割し、分割承継会社に中国現地法人を保有する日本子会社を吸収合併する再編を図式化したものです。このケースは、一見すると、日本本社の一部を日本子会社へ吸収分割すれば済むように思えます。しかし、このケースでの前提は、日本本社から分割される部分は、その傘下に多数の国内外子会社を有する事業部であり、この事業部を再

編するために本社から一事業部を分割し、その他の関連会社を吸収合併するようなイメージを持っていただきたいのです。これについても、2つの取引に区分して検証する必要があります。

まずステップ1は、日本本社を分割して分割承継会社を設立する取引です。この日本本社の分割による分割承継会社の設立については、中国現地法人持分は何ら移動しないため、中国での課税要因に該当しません。

次にステップ2は、分割承継会社へ日本子会社を吸収合併する取引です。この取引は、日本子会社が保有する中国現地法人を分割承継会社へ譲渡する取引であるため、前述の追加要件にあてはめた場合、「日本子会社（非居住者企業）が保有する現地法人（居住者企業）持分を日本子会社が100%直接支配しない分割承継会社（他の非居住者企業）への譲渡」となるた

図表5 日本本社内の一事業部の分割、分割承継会社と日本子会社の合併



め、要件を充足することはできず、中国組織再編税制上、特殊税務処理は適用されないこととなります。

よって、この再編については、上記の2つのステップに区分して検証した結果、日本国内の合併取引について、日本子会社は、中国現地法人を譲渡したものとして取り扱われ、譲渡益が生じる場合は、中国にて10%の源泉税が課せられる可能性が高いものと思われます。

しかし、もし日本子会社が存続会社である場合は結果が異なります。つまり、日本子会社が分割承継会社を吸収合併する手法が採用できるのであれば、中国現地法人持分は何ら移動しないため、中国での課税要因に該当しないのです。

4. 今後予想される影響

これまで、日本国内において合併等が生じたことにより、中国現地法人の名義変更が必要となった場合において、これを持分の「譲渡ではない」として譲渡益課税を受けていないケースが多々ありました。しかし、この72号通達において、「外国企業の分割、合併により、中国居住者企業の持分が譲渡された場合」として、中国居住者企業持分が「譲渡」されたことを前提に規定されていることから、今後は「譲渡」として取り扱われる可能性が高いものと思われます。そこで問題となるのが、この72号通達が公布日以前に実施された再編取引についても「譲渡」があったものとして、遡及して譲渡益課税が行われるのか否かです。

この点について、72号通達は、公布日（2013年12月12日）より施行する旨が規定されていますが、発生した非居住者企業による持分譲渡における特殊税務処理の適用事項が現在においても未処理の場合は、この通達の内容に基づき手続を行う旨が規定されています。つまり、2013年12月12日前に実施した日本国内での合併等の再編取引について、特殊税務処理の適用について、一定のジャッジを受けているのであれば、遡及される可能性は低いものと思われますが、「譲渡ではない」として譲渡益課税を受けていないケースは、その処理については、中国にて何らジャッジを受けていないものと思われるため、再調査の可能性は残るものと思われます。また、譲渡益課税が行われる場合、本来の申告納税期限⁴から実際に納税を行った日までの期間に応じ、日歩0.05%の延滞利息が、さらに悪質と見られる場合は、未納税額の50%から最大500%までのペナルティが科せられる可能性がある点にも留意する必要があります。

Ⅲ おわりに

72号通達の公布内容には、再編パターン①および②については、これまで特殊税務処理の適用可否に係る判定が意図的に先延ばしにされてきた原因を解消するために有効と思われる事項が盛り込まれています。

つまり、再編パターン①については、届出先当局をCHCの主管税務当局とすることにより、譲渡される中国現地法人側の主管税務当局の意見が介入する余地が封じられたことや、特殊税務処理の適用に関する調査確認に一定の期限を設けられたことがこれにあたります。

また、再編パターン②については、持分譲渡前に係る留保利益を配当する場合は、租税条約上の優遇税率の享受を禁止することにより、譲渡される中国現地法人の主管税務当局の不利益を解消したものと考えられます。よって、とりわけ再編パターン②への特殊税務処理の適用については、今後、前進が期待されるものと思われます。しかし、「今後予想される影響」でも述べたように、72号通達では、これらの原因を完全には解消していません。また、納税者に対して特殊税務処理の適用に関するフィードバックがなされないのであれば、将来における調査時まで適用否認に関するリスクを抱えなければならないこととなります。納税者は持分譲渡契約を締結し、かつ、工商変更登記が完了した後、30日以内に届出を行わなければならない点からもわかるように、納税者が実際に再編取引を実施した後でなければ、正式な特殊税務処理に関するジャッジは行われません。「再編取引は行ったが、特殊税務処理が適用されるか否かは不明」という事態を避けるためにも、事前に関連税務当局と綿密なディスカッションの機会を持ち、一定のジャッジを聞き出すことは引き続き肝要であるものと思われます。

また、再編パターン③については、これまで「譲渡ではない」として譲渡益課税を受けていないケースに対して再調査が行われる可能性は残るものと思われ、再調査が行われた場合は、譲渡益課税を免れることは難しいものと予想されます。しかしながら、本来の申告納税期限から72号通達が公布された日までの間に係る延滞利息とペナルティについては、このような中国国内で実施される再編が課税対象であるか否かが不安定な状態が続いていたことから、72号通達の公布日から起算する等、一定の交渉の余地はあるものと思われます。

4. 698号通達第2条「非居住者企業は、契約書又は協議書に約定した出資持分譲渡日（譲渡側が事前に出資持分譲渡収入を得た場合は、出資持分譲渡収入を実際に収受した日）より7日以内に、譲渡される中国居住者企業所在地の主管税務当局に企業所得税を申告納税しなければならない。」

【バックナンバー】

「中国組織再編税制アップデート

72号通達が日本企業の中国子会社再編に与える影響
第1回 中国投資性公司（CHC）の傘下への再編」
（KPMG Insight Vol.8/Sep 2014）

本稿は、月刊「国際税務」（Vol.34 No.7、税務研究会発行）
に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関する質問は、以下の者までご連絡くださいますよう
お願いいたします。

KPMG 中国 上海事務所
ディレクター
David Huang（デイビット・ファン）
TEL: + 86-21-2212-3605
david.huang@kpmg.com

シニアマネジャー
長谷川 朋美
TEL: +86-21-2212-3758
tomomi.hasegawa@kpmg.com

あずさ監査法人 中国事業室
室長 高崎 博
TEL: 03-3266-7521
hiroshi.takasaki@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.